

名古屋市交通問題調査会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市交通問題調査会条例（昭和55年名古屋市条例第68号）第9条に基づき、名古屋市交通問題調査会（以下「調査会」という。）の運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(招集)

第2条 調査会の会議の招集通知は、次の事項を記載した書面を委員に送付することによって行うものとする。

- (1) 会議開催の日時及び場所
- (2) 会議において審議すべき事項

第2条の2 調査会を招集することが困難な場合、その他やむを得ない事由があると会長が認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付する等してその意見を徴し、集約した意見を委員に送付する等して再度意見を徴することによって、調査会の会議に代えることができる。

(専門部会)

第3条 調査会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の会議は、部会長がこれを招集する。
- 3 専門部会は、専門部会に属する委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に、関係者その他の参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮り、又は住宅都市局都市計画部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）と協議して定めるものとする。

(幹事)

第4条 調査会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第5条 調査会における調査審議・答申について、施策実施に向けての課題・対応策等を庁内にて協議するため調査会に幹事会を置く。

- 2 幹事に幹事長を置き、住宅都市局長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理し、幹事の会議の議長となる。
- 4 幹事の会議は、幹事長がこれを招集する。
- 5 前4項に定めるもののほか、幹事の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事に諮り、又は交通企画課長と協議して定めるものとする。

(庶務)

第6条 調査会の庶務は、住宅都市局都市計画部交通企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮り、又は交通企画課長と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

別表

防災危機管理局次長
総務局企画部長
スポーツ市民局市民生活部長
経済局イノベーション推進部長
観光文化交流局観光交流部長
環境局環境企画部長
健康福祉局高齢福祉部長
健康福祉局障害福祉部長
子ども青少年局子育て支援部長
住宅都市局長
住宅都市局まちづくり調整監
住宅都市局都市計画部長
住宅都市局参事（交通企画）
住宅都市局リニア関連都心開発部長
緑政土木局参事（地域企画）
交通局営業本部企画財務部長